

第125回 滋賀県森林審議会

日 時：令和元年9月11日（水）

13：00～14：30

場 所：滋賀県庁舎新館7階 大会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）琵琶湖森林づくり条例の改正について（諮問）および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について

4 閉会

[ 13時00分 開会]

## 1 開会

○司会：本日の審議会は、委員数15名、出席委員13名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

## 2 あいさつ

○森林保全課長：今回は、琵琶湖森林づくり条例の改正についてと、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について、2つの諮問をお願いします。

これから来年度にかけて、滋賀県の今後10年間の森林・林業行政の方針を決める重要な時期となっており、委員の皆様には御負担をおかけするが、皆様の忌憚のない御意見を頂戴し、今後の施策の展開を考えてまいりたい。

○司会：〈県担当職員の交代に伴う新体制の紹介を行う〉

議長は、運営要領第3条に従い会長にお願いしたい。

○議長：「滋賀県森林審議会の公開の取り扱い方針」に基づいて公開とし、公開の方法は会議の傍聴と議事録の公表により行う。

## 3 議事

○議長：議事は、「琵琶湖森林づくり条例の改正について（諮問）および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について（諮問）」の1件。

審議に当たり知事からの諮問がある。

○事務局：〈諮問を読み上げる〉

○議長：各委員には、諮問書の写しを配付した。

諮問された案件について事務局から御説明をお願いします。

○事務局：〈事務局より今回の諮問に当たり資料に基づき説明〉

○議長：以前の森林づくり条例の時から比べると状況が違っており、それを踏まえた課題についてまとめた内容である。事務局からの説明および資料に関して委員から質問、意見を求める。

○委員：対応すべき課題で、ニホンジカの捕獲頭数や獣害対策の取り組みを挙げているが、滋賀県の北部では同時にツキノワグマの被害も多いため、その部分も考慮していただきたい。また、ニホンジカ予防対策としてテープ巻きを行っているが、PPのテープであ

り、マイクロプラスチック、プラスチックごみの対策として、有機分解するようなものに替える等、検討課題として取り組んでいただきたい。

○事務局：ツキノワグマは昨年人への被害がなく、目撃情報に応じて移動放獣を行っている。今年6月に1件、人への被害が出たため、引き続き目撃情報に応じて移動放獣を行っている。条例の中にどういう形でツキノワグマ対策を規定するかということについては検討していく。

○事務局：動物被害対策のテープはプラスチックのPPテープであり、当然長期的には劣化してマイクロプラスチックという形で森林、琵琶湖に流れ込むことが想定される。生分解素材に変えるということも検討していく。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○委員：資料3、森林資源の循環利用促進について、17条、18条で県産材の利用促進、合理化、森林資源の有効な利用の促進について明記している。しかし現状は、滋賀県内の需要が伸びていないのではないかと。生産量が増加したのは、チップ材と、建材。それが現状ではないかと思う。県内の需要促進を強力に文言として入れていただきたい。

それを具体的なことと付随して、文言で終わってしまわないように検討していただきたい。現実味が帯びることを条例に入れるのは難しいかもしれないが、県内の流通が増えれば地域の活性化や、林業の継続にもつながる。

林業には様々な業界から携る方が多いので、建築業界や木材業界、設計士、林業事業者等、各経済活動をやっておられる団体や個人の方を含めた検討会を開くなど、具体的な方法に取り組んでいただきたい。

○事務局：素材の生産量は非常に伸びてきているが、それに引き換え（A材の）需要量は年々下がっているのが現状。素材は出るが、なかなか製品にできていないが一つの原因。全国に比べると中小企業が非常に多く、そこが伸びてこない部分が多いのではないかと。

今後、各企業間の連携を深め、1社でできないことは2社3社で行いルートを増やしていく。県内の公共施設等でも木材の量が揃わず、木材が使われそうで使われないというような現状があった。組織化を進め、県内外で利用ができ県内で製品が作れるようにしないと実際の意味で産業活動は伸びないと考えている。

17条、18条をはじめ今までの条例は、森林を育てることが中心であった。これからは利用するという点についても考える必要があり、条項についてはその部分を加味し内容を精査して、次の計画の中に盛り込んでいきたい。

- 議長：ほかに意見はないか求める。
- 委員：改善を検討する項目のうち、広域的な課題への対応で、近年顕在化する課題に対して広域的な支援の取り組みが必要ということで、現在6流域で対応ということだが、それよりも広い範囲で検討しているのか。
- 事務局：現在災害が頻発している。特に風で大規模に森林が被害を受ける、あるいは重要なインフラ沿いが被害を受けるという状況であり、流域という視点だけでは対応が難しい面があり、広域的な視点が必要である。また、広域のみではなく、個別で対応すべき問題もあり、圏域と地域、その2つの視点でもって進める、そういう視点を持つという意図である。
- 委員：災害関係で、主要幹線道路周辺の管理では、道路周辺の10メートル程は低木で管理することを政策にしているところもある。そういう意味で、広域的という用語が非常に広い意味を持つため、狭い範囲の地域の対応も必要である。経営管理法（森林経営管理法）の関係で市町の対応も必要になるため、「6流域」「広域」という用語の関係性が見えるように整理したほうがよい。市町、あるいはさらに細かい地域という形で用語が分かれていたほうが、管理の対象としては分かりやすいのではないか。
- 議長：次の内容について事務局より資料の説明をお願いします。
- 事務局：〈事務局より、次期琵琶湖森林づくり基本計画について資料に基づき説明〉
- 議長：委員より質問、意見等をお願いします。
- 委員：森林づくりで、災害に強い森林づくりを前面に持ってきているが、これが一元的に過ぎるのではないか。

災害に強い森林をつくるという目標を立て、適正な管理が為されても、災害はある程度の規模の雨・風があれば起こり得る。その際、災害の種類によっては、森が無い方が、流木倒木等の被害が少なかった、というようなことも起こり得る。雨の規模によっては、土壌、森林を適正に管理しても、下から崩れて全て流れてしまう。単に、管理されていないから流れる、倒木になるというものでもなく、管理されていてもそういうことは起こり得るのが自然災害である。

森林機能の最終ゴールが良い森林をつくと災害を防げる、という方向性ではない。災害を低減するにも様々な方向性があり、生物多様性の保全等、様々な機能があり森林というものが全体としてよいという評価を持つのが、森林の多面的機能という考え方である。その中の1つを切り取って、災害に強い森林をつくるといったときに、ゴールが

一元的に過ぎるのではないか。

そうすると、予期しない大きな災害が滋賀県に起こり、それが適正な森林管理をしていても防げないようなものだったとして、森林があるほうが、被害が大きくなるようなものが起こったとして、そのときにそれまでやってきた管理が全て失敗になるのかというと、そういうことではない。包括的な考え方が「多面的機能」であり、SDGsでいわれているような、持続可能な森林だと思っているので、前の条例にあるような包括的な概念を残すほうがよい。

○事務局：全体として災害に強い森林づくりを目指す書き過ぎの部分もあるかもしれないが、現状として、災害という観点では余り森林を見ていなかった部分があるのでは、ということ踏まえて「災害に強い」という言葉を盛り込んだ。

森林の多面的機能の中には、土砂流出防止等、様々な機能があり、意味合いとして、災害対策のみを重視するものではない、ということで御理解をいただきたい。災害対策を以前より強化するという意味で盛り込んでいきたい。

○議長：資料6を見ると、(1)は森林の多面的機能の高度発揮、(2)は災害リスクの低減、(3)が生物多様性の保全となっており、多面的機能である生物多様性も十分盛り込まれている。表現として「安心・安全」が前面に出ているため、一面的に捉えてしまう可能性があるのではないか。

○委員：多面的機能についての内容は盛り込まれているのでよいが、それを一言で表す際に、切り取り過ぎではないかと感じる。

○議長：事務局としては、安全・安心の中にこうした多面的機能や生物多様性は含まれているという意味合いだと思うが、一方で我々研究者の立場からすると、安全・安心というのは防災や減災などの方向性に受けとられてしまうという指摘ではないか。その点、事務局で表現等について検討していただきたい。

ほかに意見はないか求める。

○委員：ボランティア団体等に様々な継続的な支援をさらにお願したい。「災害に強い森づくり」というが、現実、終戦後植林された場所が、今一番被害を受けているのではないか。スギ、ヒノキは根が短く、木が枯れると山崩れというのが現実問題として起きている。資料6の3ページに人工林と天然林の比較をしているが、人工林80,000ha中の生産林を最終的に30,000haにするということは、針広混合林化を相当進めないと山がもたない。スギ、ヒノキ林だけで、今のような獣害に遭っているような状態

が続けば、山崩れは当然に起こる。そういう部分を表現の中で入れていただきたい。

イノシシやサル有害状態を教えてください。昨年と比べ、イノシシの被害が少なかったように思う。また、滋賀県は豚コレラの影響はないのか。

○議長：事務局から回答をお願いします。

○事務局：森林ボランティアの活動は、引き続き県民協働のもとで森づくりを進めるという観点として進めていく。

資料6の3ページにある人工林をどのように扱うかについては、奥地の条件不利地について、伐採した後同じように再造林するのか、という議論がある。今の地理的条件で採算性をとりやすい場所、あるいは非常に奥地で人口減少とともに手入れ不足が生じるような場所については余り手を入れず、公益的機能が発揮されるような森林の姿を目指す手段の一つとして針広混交林化を考える。人工林が全て生産林という位置づけではない、ということ提案した。

○事務局：イノシシやニホンザルで直接森林被害というのは余り聞いていない。主に農業被害が多いのではないかと。イノシシは、レジャーとしての狩猟と、農業被害がある場合に市町で狩猟者の方をお願いして、許可捕獲といった形で捕獲しているものと2種類ある。昨年では、県内で合わせて6,000頭ほど捕獲されている。捕獲頭数の多い少ないについては、ニホンジカと違い生息数がかみにくい動物であるため一概には言えない。農業被害が出ないように柵で囲う、害を与える個体を確実に捕まえる、という対策をとっている。

ニホンザルには農業被害が主なものとして生活被害もある。狩猟鳥獣には指定されていないため、害を与える個体に対しては市町で有害捕獲を行っている。また、群れで行動するため、群れに対して個体数調整を行う等の対策をとっている。昨年は県内で約1,000頭捕獲されており、甲賀市、東近江市、大津市はサルの被害が多いように聞いており、ここ数年市町にて対策を強化している。捕獲数はかなり伸びている。

豚コレラに関しては、野生のイノシシが媒介して広がっているという説があり、国でも野生イノシシの対策に乗り出している。岐阜県、愛知県を中心に広がっており、愛知県と三重県では野生イノシシに対する経口ワクチンの散布を進めている。今般、エリアを広げ東は長野県、新潟県あたりから、西は福井県、滋賀県、三重県というラインで1キロ程度の幅でワクチンを帯状に散布し、ワクチンベルトを形成して中部圏に囲い込む施策を国で打ち出している。それに協力する形で滋賀県でもこの秋からワクチン散布に

取り組む。

並行して、国からイノシシの捕獲強化要請が来ている。現在も、有害捕獲という形で狩猟者の方には頑張ってもらっている。農業被害の少ない、奥地に住んでいるイノシシは、普段害を与えないので積極的な捕獲は行っていないが、このような個体に対しても県の事業として拡大して捕獲を進めようと考えている。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○委員：基本方針が4つあるが、そのうちの「人づくり」と「地域づくり」に関して、中身が関連しており、一緒に取り組んでいったほうがいいのではという内容も入っている。

例えば地域づくりを行うに当たり、それを担う人は人づくりになる。方針の2番目と4番目に入っており、分かれているような印象を受けてしまうので、関連するような形で記載するよう内容について検討していただきたい。

○事務局：現在着手している滋賀森づくりアカデミーにおいても、新規就業者は林業専門にとどまらず、農山村地域でも活躍できる、そういう人材養成もしたいと考えている。それが、地域づくりにもつながるため、そのあたりを関連づけて整理をしていきたい。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○委員：3点ある。まず1点目、資料5について。3の産業づくりは「森林資源の循環利用による川上から川下に至る林業・木材産業の活性化」とあり、資料6の2ページ目も同じような記載があり、その中身は同じ記載であるが、その下の③にいくと「林業の成長産業化」と文言が変わっており、その後は「成長産業化」という文言に変わっている。ここは統一したほうがいいのではないか。

2点目、同じ個所で「成長産業化」について。資料6の7ページ目、施策3で、ICTの話が林業だけにかかっているが、ICTは情報共有に非常に有効なものである。例えば、木材流通センターで情報共有にICTの技術を使用して、川上と川中と川下をつなげる、というのには非常に有効な手段ではないか。ICTは、スマート林業だけではなく、サプライチェーンの構築にも使えるのではないか。そのようなことを入れることを検討いただきたい。

3点目、3ページ目の、人工林80,000haを生産林30,000haと環境林50,000haに変えていこうという内容だが、これは数値目標なのか。何か根拠があるのか。

○事務局：「木材産業の活性化」や「林業の成長産業化」という、よく似た言葉が幾つか出てきているため、もう一度精査し統一化を図っていく。

I C Tを活用したスマート林業という部分で、川上から川下という全体を通して、流通だけではなく、それ以外の部分についても当然検討する必要がある。

○事務局：「将来、目指す姿」の数字は仮置きの状態。人工林80,000haを全部生産林にしていくわけではないが、どのぐらいを目指すかは、根拠も含めて整理をしているところ。30,000haというのは、公的管理森林を除く半分ぐらいということで、数字の根拠はない。もう少し詳細に地形条件や植生条件等を反映したものとして、根拠の整理はしていきたい。

○議長：諮問を受けて最初の検討ということもあり、特に骨子という全体的な流れについて説明を受けた。今後引き続き、この件に関しては検討したい。

今回のこの件に関しては、多数の意見を委員の皆様からいただいた。事務局においては、今後の意見の反映もお願いしたい。

○司会：次回第126回の森林審議会は、10月21日午前中に実施したい。琵琶湖森林づくり条例及び琵琶湖森林づくり基本計画の骨子案について審議をお願いしたい。

○議長：本日の審議は以上で終了する。

#### 4 閉会

○司会：以上をもって、第125回森林審議会を終了する。

[14時30分 閉会]